

第80回定例会

# 伊方町議会議録

N.O. 1

令和7年3月4日 開会

伊方町議会

第 80 回伊方町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日	令和 7 年 3 月 4 日
招集の場所	伊方町庁舎 4 階議場
開会（開議）	3 月 4 日 10 時 00 分宣告
出席議員	1 番 安堂 廣道 2 番 田村 義孝 3 番 加藤 智明 4 番 高月 芳人 5 番 木嶋 英幸 6 番 末光 勝幸 7 番 清家慎太郎 8 番 福島 大朝 9 番 山本 吉昭 10 番 小泉 和也 11 番 中村 敏彦 12 番 吉川 保吉 13 番 阿部 吉馬 14 番 菊池 隼人
欠席議員	なし
欠 員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 晓彦 書記 藤川 輝之 書記 松下 洋二 書記 井上 宗大郎
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町長 高門 清彦 教育長 中井 雄治 監査委員 門田 光和 総務課長 井上 恵隆 総合政策課長 谷村 栄樹 町民課長 山下 博文 保健福祉課長 田中 洋介 長寿介護課長 井上 操 農林水産課長 林 栄作 觀光商工課長 田所 孝之 建設課長 辻 龍彦 瀬戸支所長 三好 要 三崎支所長 竹内 元昭 上下水道課長 山内 清秀 会計管理者 三好 利文 教育委員会事務局長 阿部 茂之 中央公民館長 山本 宏貴
町長提出の項目	議案第 6 号 伊方町監査委員条例の一部を改正する条例制定について 議案第 7 号 伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第 8 号 伊方町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第 9 号 伊方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について 議案第 10 号 伊方町公民館条例の一部を改正する条例制定について 議案第 11 号 伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について 議案第 12 号 伊方町児童遊園条例の一部を改正する条例制定について 議案第 13 号 伊方町老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について 議案第 14 号 伊方町心身障害者福祉給付金条例の一部を改正する条例制定について

議案第 15 号	伊方町瀬戸アグリトピア条例の一部を改正する条例制定について
議案第 16 号	伊方町下水道条例の一部を改正する条例制定について
議案第 17 号	伊方町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 18 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
議案第 19 号	伊方町人権尊重の町づくり条例の全部を改正する条例制定について
議案第 20 号	伊方町債権管理条例制定について
議案第 21 号	伊方町風力発電所条例を廃止する条例制定について
議案第 22 号	伊方町風力発電事業特別会計条例を廃止する条例制定について
議案第 23 号	伊方町出産祝い金等支給条例を廃止する条例制定について
議案第 24 号	令和 6 年度伊方町一般会計補正予算（第 9 号）
議案第 25 号	令和 6 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 26 号	令和 6 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 27 号	令和 6 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 28 号	令和 6 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 29 号	令和 6 年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 30 号	令和 6 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 31 号	令和 6 年度伊方町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 32 号	令和 7 年度伊方町一般会計予算
議案第 33 号	令和 7 年度伊方町国民健康保険特別会計予算
議案第 34 号	令和 7 年度伊方町学校給食特別会計予算
議案第 35 号	令和 7 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計予算
議案第 36 号	令和 7 年度伊方町介護保険特別会計予算
議案第 37 号	令和 7 年度伊方町水道事業会計予算
議案第 38 号	令和 7 年度伊方町下水道事業会計予算
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	なし
その他	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）
	5 番 木嶋英幸議員
	6 番 末光勝幸議員

## 伊方町議会第80回定例会議事日程（第1号）

令和7年3月4日(火)  
午前10時00分開議

1 開会宣言

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告「定期監査報告及び例月現金出納検査結果報告」  
「系統議長会報告」

第 4 一般質問

第 5 伊方町監査委員条例の一部を改正する条例制定について（議案第6号）

第 6 伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(議案第7号)

第 7 伊方町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(議案第8号)

第 8 伊方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について  
(議案第9号)

第 9 伊方町公民館条例の一部を改正する条例制定について（議案第10号）

第 10 伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について（議案第11号）

第 11 伊方町児童遊園条例の一部を改正する条例制定について（議案第12号）

第 12 伊方町老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について（議案第13号）

第 13 伊方町心身障害者福祉給付金条例の一部を改正する条例制定について  
(議案第14号)

第 14 伊方町瀬戸アグリトピア条例の一部を改正する条例制定について  
(議案第15号)

第 15 伊方町下水道条例の一部を改正する条例制定について（議案第16号）

第 16 伊方町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(議案第17号)

第 17 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について  
(議案第18号)

第 18 伊方町人権尊重の町づくり条例の全部を改正する条例制定について  
(議案第19号)

第 19 伊方町債権管理条例制定について  
(議案第20号)

- 第20 伊方町風力発電所条例を廃止する条例制定について (議案第21号)
- 第21 伊方町風力発電事業特別会計条例を廃止する条例制定について (議案第22号)
- 第22 伊方町出産祝い金等支給条例を廃止する条例制定について (議案第23号)
- 第23 令和6年度伊方町一般会計補正予算(第9号) (議案第24号)
- 第24 令和6年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) (議案第25号)
- 第25 令和6年度伊方町学校給食特別会計補正予算(第1号) (議案第26号)
- 第26 令和6年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号) (議案第27号)
- 第27 令和6年度伊方町介護保険特別会計補正予算(第3号) (議案第28号)
- 第28 令和6年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算(第2号) (議案第29号)
- 第29 令和6年度伊方町水道事業会計補正予算(第3号) (議案第30号)
- 第30 令和6年度伊方町下水道事業会計補正予算(第3号) (議案第31号)
- 第31 令和7年度伊方町一般会計予算 (議案第32号)
- 第32 令和7年度伊方町国民健康保険特別会計予算 (議案第33号)
- 第33 令和7年度伊方町学校給食特別会計予算 (議案第34号)
- 第34 令和7年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計予算 (議案第35号)
- 第35 令和7年度伊方町介護保険特別会計予算 (議案第36号)
- 第36 令和7年度伊方町水道事業会計予算 (議案第37号)
- 第37 令和7年度伊方町下水道事業会計予算 (議案第38号)

## 1 散会宣告

## 開会宣告（10時00分）

○議長（菊池隼人） おはようございます。これより、伊方町議会第80回定例会を開会いたします。只今の出席議員は14名であります。よって、本会議は成立了しました。

### 町長招集挨拶

○議長（菊池隼人） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 本日ここに、伊方町議会第80回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、感謝を申し上げる次第でございます。

また、議員各位におかれましては、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年8月に続いて、年明けの1月13日、日向灘を震源とする地震により、再度、南海トラフ地震臨時情報が発表されました。今回は調査終了となりましたが、国の地震調査委員会においては今後30年以内の発生確率について、これまでの70から80%を80%に引き上げるなど、改めて、巨大地震が発生する可能性が高い状態であることを、肝に銘じている次第でございます。

町としましても、可能な限りの防災対策に取り組む他、1月には豊予海峡ルートの実現に向けたシンポジウムや国道197号高規格道路の整備に関する国への要望活動に参加いたしました。今後も災害時の避難ルートの確保に向けて、様々な場面で声を上げてまいりたいと考えております。

さて、本年4月には、新伊方町の誕生から20年を迎えます。この大きな節目にあたり、本町の更なる飛躍に向けて、伊方町第2次総合計画を基本に、令和7年度に取り組む施策を当初予算案に盛り込んでおりますので、人口減少対策をはじめ新規事業の一端を申し述べさせていただきます。

まず、保健・医療・福祉の分野につきましては、認知症高齢者の安全確保のため、GPS機器の利用補助や外見の変化に悩みを抱えるがん患者への医療用ウイッグ等購入補助、また軽度・中度の難聴者への補聴器購入補助など、利用者の経済的な負担軽減を図るため、スマイルサポートプランとして総合的に支援してまいります。

次に、社会基盤の充実の分野につきましては、再資源化が可能な一般廃棄物を適正に保管するため、リサイクルセンターストックヤードの増設や生活環境の充実に向けて、廃棄物の円滑な処分を行うため、一般廃棄物最終処分場の実施設計に取り組んでまいります。

次に防災・減災の分野につきましては、常備消防の適正配置に伴う消防署の再編により、伊方消防署の新築及び三崎支所内に分署を整備するための改修、また、火災時に消防用水利の不足が懸念されている亀浦地区への防火水槽の整備、更に、災害時における集落の孤立対策として、せと風の丘パークへのヘリポートの整備を行うなど、更なる防災対策に努めます。

次に移住・定住の分野につきましては、住環境の充実に向けて、三崎あこう樹前緑地の公園整備また、老朽化した地域巡回バスを更新し、円滑な地域公共交通の運営に努めます。

次に、産業・観光の分野につきましては、獣肉処理加工施設の更なる処理能力の向上を図るため急速冷凍機やエアナイフ等の設備の充実、また、経年劣化により動作不良を起こしている地域振興センターの空調設備を改修し、施設の適切な維持管理に努めます。

更に、先般の積雪の影響によって町内でも農作物の被害が発生していることから、今後、県が行う液肥購入支援策に対応し、町としても独自に支援してまいります。

次に、教育・スポーツ・文化の分野につきましては、伊方及び三崎小中学校体育館の照明のLED化や空調設備を整備し、平常時の快適な利用や災害時の避難所としての機能向上を図ります。また、新たな特色ある子育て支援施策として、学校教材の購入費を無償化し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

次に住民協働・行財政の分野につきましては、未来への責任をしっかりと果たすため、新たに第3次総合計画を策定し、町が持っている無限の可能性と、町が抱えている様々な課題解決に全力で取り組んでまいります。

この他、DXの推進として、国のデジタル化の指針に合わせて、住民登録、戸籍、地方税、保健福祉等に関する業務を、国の仕様に統一するため、周辺自治体と連携しながら標準準拠システムへの移行を図ります。また、公金納付に関する住民の利便性向上や収納率の改善を目的として、コンビニエンスストアでの収納を可能とするシステムの構築に努めます。

最後に、原子力発電所についてです。ご案内のとおり、伊方3号機は、昨年12月15日に運転開始から30年が経過しました。四国電力が国へ申請した経年化に関する技術的な評価や今後の管理方針については認可されましたが、町としましては、四国電力に対して、これまで以上の安全対策と適切な情報収集、情報公開の徹底を求めるなど、住民の安心・安全の確保に努めてまいる所存でございます。議員各位には、引き続きご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今定例会に提案をいたします案件でございますが、

- ・条例制定に関する議案 18件
- ・令和6年度補正予算 8件
- ・令和7年度当初予算 7件
- ・人事に関する議案 1件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。

会期中よろしくご審議のうえ、ご決定を賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

### 議事日程報告

○議長（菊池隼人） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。それに従いまして、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

## 会議録署名議員の指名

○議長（菊池隼人）　日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番　木嶋英幸議員、6番　末光勝幸議員を指名いたします。

## 会期の決定

○議長（菊池隼人）　日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定期会の会期は、本日から3月11日までの8日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定期会の会期は、8日間と決定いたしました。

## 諸般の報告

○議長（菊池隼人）　日程第3「諸般の報告」を行います。

お手元に配付しておりますとおり、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査報告書及び同法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

次に、系統議長会報告を行います。先般、2月19日に第76回愛媛県町村議会議長会定期総会が開催され、これに出席し、その概要をお手元に配付しておりますので、お目通しください。

なお、総会の資料は事務局に保管しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

## 一般質問

○議長（菊池隼人）　日程第4「一般質問」お手元に配付の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順により、清家慎太郎議員、田村義孝議員、加藤智明議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し、1つの大綱につき2回以内と定めます。

初めに、清家慎太郎議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（清家慎太郎）　議長

○議長（菊池隼人）　清家議員

○議員（清家慎太郎）　昨年11月9日、伊方町社会福祉大会における会長挨拶において、社会福祉協議会においても、職員の方々が悪質で執拗なカスハラに苦しめられ、その撲滅のためには、伊方町として、町全体での協力と対応が必要という旨の異例とも言える発言がございました。大会の挨拶で述べなければならないほどの深刻な状態であったことが痛いほど心に伝わりました。

続けて、町長挨拶でもカスハラ対策に触れられ、町長は組織として毅然とした態度で臨む、という強い意思を表示されました。

カスハラ、この言葉は「お客様」の英語訳「カスタマー」と「嫌がらせ」の英語訳「ハラスメント」を組み合わせた「カスタマーハラスメント」を略したもので、その意味は、お客様や取引先が理不尽なクレームや要求をしたり、長時間に渡り応対を強要するなどという悪質な嫌がらせ行為の総称で、時には脅迫・強要・業務妨害など犯罪的行為もあり、対応する方々に対し心身が耐えられないほどの苦痛を与えるものもあり、全業種を対象にした厚生労働省の調査では3割近くが悪質なカスハラの被害があったと答えているなど、近年日本国内全体で社会問題化しております。

町長が述べられましたとおり、伊方町行政においても悪質で執拗なカスハラにより数多くの職員の方々が深刻な傷を負わされたことは多くの方々がご周知のことだと思います。

町内で最も悪質であったカスハラ事件については、全国ネットのテレビ放送はじめ、一部ラジオ新聞にも取りあげられたことでも分かるように、全国的に見ても極めて悪質な部類であり、民放のコメンテーターを務める弁護士の言葉を引用すれば「脅迫にあたりうる」という、まさに反社会的な犯罪レベルのカスハラでございました。

その事件につきましては、報道によりますと昨年5月には証拠書類が一次捜査の警察から二次捜査の検察に送致されたということでありますので、約9か月経過した、この原稿作成時の2月9日現在においても検察の方々が起訴するかどうかの判断をすべく、証拠の解析や聴取などを、大変慎重に調査や捜査を行っている段階であると推察いたします。

この事件は、全国のカスハラ対策に非常に大きな影響を及ぼす判断でもあり、社会正義の実現のため、検察庁の適切な判断を望んでやまないものであります。

我々議会の対応といたしましては2023年4月にカスハラ等不当要求対策の特別委員会を立ち上げました。その委員会活動の中で、悪質で執拗なカスハラから職員の方々を守ることを主な目的とした、不当要求行為等対策条例について行政サイドと協議を重ね、同年6月19日の定例会において条例制定の採決が行われました。議長を除く12人で採決した結果、反対討論に伴い2人の議員の反対はあったものの10人という大多数の賛成があり、反社会的行為から職員の方々を守ることを目的とした同条例制定議案は可決されました。質疑討論などその議事の詳細につきましては、町ホームページの会議録にて公開され、スマートフォンやパソコンでも閲覧できますので、ここでは省略いたします。

しかしながら、その条例可決後もいくつもの悪質なカスハラ案件が報告され、カスハラ対策の難しさが浮き彫りとなりました。それでも粘り強く、町として、対策研修の実施、防犯カメラの増設更にサービス向上も目的としながら、万が一カスハラ被害があった場合には被害の証拠として転用可能な電話録音の導入など対策を続けられ、そして、先述の犯罪性の高いカスハラ事件が検察官送致されたことも抑止力になったのか、役場においては2024年は深刻なカスハラ被害の報告はなかったようでございます。

全国に目を移せば、東京都や北海道でカスハラ防止を目的とした条例が制定され、昨年末にも桑名市で条例が可決されるなど、全国的に見てもまだ沈静化したとは言えない状況であり、特に公共サービスである行政機関は、出入り禁止など厳しい措置が取れないため、行政対象暴力という言葉があるように、極めて悪質で執拗なカスハラの被害に遭いやすい環境にあると言えます。平穏で安全な役場環境を維持し、職員の方々が心身に危害が及ぶ恐れのない環境で業務に取組み、また町民の方々に安心して来庁していただけるよう、防災と同様にカスハラ等ハラスメント対策に終わりはないという覚悟で取り組んでいく必要があると考えます。

悪質なカスハラなどの対策に取り組んできた側の議員の1人として、今後の取組みにつきまして3点理事者のお考えをお伺いいたします。

1点目といたしまして、役場内で行われるカスハラ対策の研修では、実例を挙げてその対応を示したり協議するという実践的な研修にすべきと考えますが、理事者のお考えをお伺いいたします。

その理由といたしまして、根本的に伊方町といういわゆる温厚な人々が多い田舎では、脅迫的言動をするような人間と人生で出会った経験がない人がほとんどで、例えば、そういう人間から「あんたの家は分かる、奥さんがいるだろうから家で待たしちらわや。」などという旨の、大事な家族にも危害を加えられるかのような、卑劣な脅迫的言動で恫喝された時の対応が頭に思いつかないのが現状だと思います。

ですので、同様にテレビで放映された「後ろから木刀でぶちやぶってもいいぐらいやど、こな。」や「部下の前で毎日のように恥かかしちゃろか、なんちやいともかゆもねえど。」などの実際の悪質な脅迫的発言に対応する予行訓練などを行えば、加害行為に遭遇した場合でも、ある程度備えもでき、研修の応用で対応できるようになるのではないかと思慮いたすからでございます。

2点目といたしまして、対策委員会から審査会・勧告までの流れを今以上に柔軟化・迅速化する必要があると考えますが、理事者のお考えをお伺いいたします。

その理由といたしまして、カスハラがエスカレートし犯罪の域に達する前の、行政として加害者への最後の配慮としての勧告、そこに至るまでの流れを柔軟化・迅速化することが職員の方々の心身の安全を守り、また犯罪を未然に防ぐことに繋がると考えるからでございます。

もう少し掘り下げて申しますと、不当要求行為等対策条例では、加害者の行為が明らかに違法と思われる場合は当然に警察に通報、それ以外で職員の方が不当要求行為が行われたと思慮する時は手順の1つとして対策委員会に報告、同委員会は事後措置を協議検討し任命権者に通知、任命権者は勧告が必要と認められる時は伊方町公正職務審査会に諮問、同審査会答申後、勧告、となつており、その勧告に対して不当要求行為者が正当な理由なく従わなかった場合は、氏名や悪質な加害行為などその内容を公開するという流れがあります。

振り返って、今まで伊方町で行われてきたカスハラは、殴る蹴るなどの誰が見ても明らかな犯罪行為ではなく実例を挙げますと、庁舎内における粗暴行為としては、長い時間に渡り大声で脅しあげて恫喝する、あるいは唸り声をあげたり、罵詈雑言を浴びせ怒鳴り散らし、正常な業務執行を妨害するなどの行為。また、加害者の家に呼びつけられた場合の脅し上げ行為としては、被害者に正

座をさせてまで謝罪を強要したり、「(加害者の家に) 町長か、副町長呼んで来いや。」とか、最後には「仕事から帰ってくるまでの間、留守番しとけよ、俺の家には大変な物があるぞ、現金も転がつとるし。なんかあつたら責任取ってもらうぞ。」などと害悪の告知を行い、無理難題を強要する行為など、どれも反社会的で被害者の人権を踏みにじる言動には間違ひありませんが、刑法に詳しい人でなければ犯罪にあたりうるか否かの判断がつきにくいものが多いという感じを受けます。

それら、人の心の痛みを全く意に介さないような悪質なカスハラが続くと、勧告手続まで到達する前に、対応する職員の心が耐えられなくなり、部署替えを要望したり、場合によっては、役場を去るというケースもまた出てきてしまうと危惧いたします。

関西の事例を見れば分かるように、家族が在宅する被害者の自宅への脅迫的街宣活動の実行や予告、デマ拡散など、精神的暴力でも、最悪の場合、人は自らの命を絶つほど追い込まれます。

職員の方々やその家族を守り、平穏な役場環境を保持し、また、町内で犯罪に至る事件をなくすため、審査会・勧告までの流れを柔軟化・迅速化する必要がある、と考えます。

例えば、1つの提案として、桑名市のように氏名公表までの前段階に、まず名前を伏せて悪質なカスハラの内容を公表するという方法もございます。

3点目といたしまして、これは町全体でカスハラ等ハラスメントを撲滅するという目的で最も重要なことですが、伊方町も、先述の自治体等と同様に、保護する対象を役場のみならず、町内事業者や団体等に拡充されるお考えはないか、お伺いいたします。

その理由といたしましては、現在、町内において被害が明らかになったのは、役場以外では冒頭の社会福祉協議会ですが、他の自治体では数多くの民間企業も悪質なカスハラに苦しめられ、心に深刻な傷を負った被害者の方々、業務に支障をきたした建設業やサービス業などの事業者や団体があり、社会問題化しているのが現状でございます。

伊方町も当然に建設業など民間への被害拡大の恐れがあり、もうこれ以上反社会的で凶悪なカスハラの被害者を出してはならないと強く思います。

恣意的な運用がないよう十二分に注意対策すべきですが、言うまでもなく、守るべきは加害者の身勝手な権利の乱用ではなく、被害者的人権であり公共の福祉であります。

芸能界や選挙での誹謗中傷などあらゆる分野で、従来黙殺されてきた非人道的な人権侵害事案に對して救済の光が当たり、加害者とそこに寄り添う人間に明確な否定の「No」を突きつける世論が生成され、同時に、全国的なカスハラ撲滅の機運が高まっている今こそ、町全体で腹を据えて犯罪にまでエスカレートしかねない、カスハラの撲滅に取り組むべきであると考えます。

伊方町不当要求行為等対策条例に賛同し、脅迫・恫喝など不当要求行為から職員の方々を守るという、同じ志を持つ多くの議員と共に対策に取り組んできた側の1人として、町全体で力を合わせ町内から反社会的な人権侵害行為を撲滅し、脅迫や恫喝のない本来の温かい町、伊方を再び取り戻さなければならないという強い決意を、同志を代表し、質問中に込めさせていただきました。

町長におかれましても、行政サイドの長として、また、町のトップとしての決意と取組みを、お示しいただくことを望みます。

- 議長（菊池隼人） 只今の清家議員の一般質問、大綱 1 に対する理事者の答弁を求めます。
- 町長（高門清彦） 議長
- 議長（菊池隼人） 町長
- 町長（高門清彦） 清家議員の大綱 1 「カスハラ等ハラスメント対策について」のご質問についてお答えいたします。

全国的に、カスタマーハラスメントをはじめとする様々なハラスメント問題が深刻化する中、各自治体においても、その対応には大変苦慮しているところでございます。ご案内のとおり、本町におきましても、数名の特定来庁者による窓口での長時間の滞在や過度な迷惑行為により、職員がその対応に苦慮し疲弊するという事態が発生したことを受け、伊方町不当要求行為対策条例の制定や、これまで以上のクレーム対応研修の実施、相談窓口への啓発チラシの掲示、監視カメラの設置、電話録音機能の導入など、可能な限りの対策に取り組んでいるところでございます。その結果、職員から報告のあった不当要求件数は、昨年度の 58 件に対し、今年度はこれまでに 1 件と、大幅に減少しているところでございます。

今後とも、住民の皆様が安心して来庁できるよう、また、職員が安心して職務に専念できるよう可能な対策を講じることにより、平穏な職場の環境づくりに取り組んでまいる所存でございます。

まず、ご質問 1 点目の実践的な研修の実施についてです。

伊方町不当要求行為等対策条例施行後の職員研修につきましては、令和 5 年 8 月にクレーム対応研修を 2 日間に分けて開催し、専門職の看護師・保育士等を除く、ほぼ全員の事務職員 190 名が受講しております。

また、令和 6 年 1 月には、不当要求行為等対応実地研修を課長・課長補佐及び係長を対象に開催しております。その内容は、議員ご提言のとおり、対応マニュアルの説明や各シミュレーションに応じた対話例を示し、カスハラ対応の再確認を行ったものでございます。また同年 2 月には、若手職員を対象に接遇研修を実施し、基本的な対応の研修を行っております。

更に今年度は、12 月に公益財団法人愛媛県暴力追放推進センターの主催で、行政対象暴力責任者講習を開催し、管理職員が不当要求対応要領等について受講しております。今後も、実地研修を含めた様々な対応研修等を実施することにより、職員には引き続き、毅然とした態度で対応できるよう、習得してもらいたいと思っております。

次に、2 点目の伊方町不当要求行為対策条例に規定する、一連の手続の柔軟化・迅速化についてです。

条例においては、職員は不当要求行為等が行われたと思料する時は、直ちに課長職や各機関の所属長である不当要求行為防止対策責任者に報告し、報告を受けた対策責任者は、不当要求行為等対策委員会へ報告することとなっております。条例施行後は、対策委員会に諮るような悪質な事案は発生しておりませんが、今後、事案が発生した場合は、迅速に対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携しながら緊張感を持って対処してまいります。

最後に、3 点目の保護対象の拡充についてです。

町では、役場内に限らず、町内で発生する不当要求行為等の人権侵害事案に対しましては、各人権擁護委員及び伊方町人権対策協議会・人権教育協議会と連携し、必要に応じて法務局とも相談し、対応することとしております。

また、伊方町人権尊重の町づくり条例に則って、差別のない人権尊重の町づくりを、総合的かつ計画的に推進しているところでございます。なお、伊方町人権尊重のまちづくり条例につきましては、今定例会において改正議案を上程しており、不当な差別を解消するための基本計画の策定や相談体制などを整備することにより、あらゆる人権に関する課題解消に向けた取組みを、一層推進してまいる所存でございます。

今後とも、不当要求やカスタマーハラスメントに対しては、職員一丸となって毅然とした態度で臨み、ハラスメントの撲滅に努めてまいる所存でございますので、引き続き、議員各位のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、清家議員の大綱 1 に対する答弁とさせていただきます

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。

清家議員、大綱 1 の再質問はありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（菊池隼人） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 大変タイムリーなニュースが昨日あったんですけども、100円ショップで有名なダイソーが、昨日カスハラ対策方針を発表されたというニュースがありました。やはりそのニュースを見ても、まだまだカスハラっていうのはもう現在進行形で、未来に向かって対策が必要な事件だなというふうに思います。

再質問の前に少し申し添えたいことがございます。

いくつか先程の質問で実例を挙げて発言を行ったんですけども、最近は兵庫県などで事実無根のデマとか流れていますけども、私が先程挙げた事例は全て証拠がある事例ですので、デマや臆測ではないということをまず申し上げておきます。

それと、少し訂正、失言した分と情報不足がございました。2024年は、役場で深刻なカスハラ被害がなかったというふうに先程申したんですけども、そういえば、以前に庁舎内ではあったんですけど、1件あったという話を聞いてたんですけども、ちょっとそれを失言してしまい、先程の原稿では2024年はなかったというふうに言ってしまいました。

それと、1件情報不足だったっていうのは、最近1つ分かったことがありますて、登壇した時の質問で民間にも波及するっていうことを述べたと思うんですけども、もうかなり前から民間にも伊方町、カスハラが波及しているみたいですね。

特に建設会社はかなり深刻な事態に陥っているみたいで、本当にちょっとしたそのミスが、一体どんなあなたの権利の侵害になるのかっていうことを見つけると、鬼の首を取ったように社長を呼んでこいと、部長を呼んでこいなどと言って、何時間にも渡り対応を強要されるという例が、いくつも確認ができました。

1番この例で恐れるべきは、民間企業は営利を追求するべき法人ですので、もうそんなふうに自分の仕事が滞るなら、特定の地域に関してはもう入札には参加しないでおこうかなというふうな恐れが、色々とちょっと情報をあたる中で、そういうふうな雰囲気を感じました。これは建設会社にしても、発注者にしてもそうなんですけども、そんなにもう工事を妨害されるようなことがあればある特定の地域にはもう参加するのは止めとこうというふうな姿勢が起きかねない。起きかねないというか、実際にもう参加しないっていうふうな事業者さんもおられたんで、早急な対策をしないと、その地域の方々に多大な迷惑がかかると思います。民間会社のことではありますけども、町内のことですので、これにつきましても、対策を考えていくべきではないかというふうに感じます。

質問に関してなんですけども、研修につきまして、多角的な側面から様々な研修を繰り返していくだけ、色々とノウハウを蓄積されていかれるということで、大変心強く感じました。

ただ、先程も申したんですけども、結局その伊方町の住民というのは、こういう温かい人が多いんで、脅迫的な言動をするような人間に出会ったこともないですし、脅迫的な行為を受けたこともないっていう人がほとんどなので、実際に脅しあげられた時に、結局体がすくんでしまうのもありますし、冷静な判断ができなくなってしまうっていうのがあります。実際に、その文字や映像があるのかもしれないんですけども、それで研修するのも良いんですけども、現実の加害者はどういうふうな物言いをするのか、どういうふうな声の抑揚で脅しあげるのか。そのような、テレビでも放映されて、音声データもあると思いますので、そういうのも実際に自分の耳で聞きながら、それを聞いても冷静な対応ができるかというふうなことを、これからシミュレーションには活かしていくだければというふうに思います。

研修を受ける中で大事だなと思いますのは、担当者、上司、理事者、特別職っていうふうになるんですけども、まず、カスハラの加害者が担当者に色々とクレームをつけてくるという中で、町長を呼んでこいなり、上司を呼んでこいっていうふうな流れになることが多いと思うんですけども、その時の上司の対応ですね。今までの例で言うと、その上司の方も町民なんで、今まで脅迫的な言動は経験なくて、冷静な判断ができなかったとは思うんですけども、どうも部下に始末書を書かせますみたいなことを言われたような例があったみたいですね。

この始末書や詫び状は絶対に書かないというのが、伊方町のカスハラ対策マニュアルですか、不当要求対策マニュアルにも掲載されているとおり、絶対にやってはいけないことなんですね。悪用されることもある、加害者の都合の良い嘘を書かされることもある。以前の例で言えば、加害者の了解を貰って、始末書を書かせますっていうふうなことがあったらしくて、8回も書き直しさせられたらしくてですね、もうしまいには都合の良いような、加害者の都合の良い嘘まで書かされた例もあったようで。

ただ、その時に気になったのは、その宛先が町長宛てになっていたようとして、ちょっと1点目カスハラ対策というふうに関連してなんですけども、町長は、もしそういう加害者に都合の良いような嘘が混ぜられた始末書が町長の方に挙がってきた時、その始末書をどのように取り扱うのか、これ1点目の質問として、まずお願ひします。

質問の2点目として、条例内の手続きなんすけども、やはり審査会まで行って、勧告で氏名公表までいくと、ちょっとやっぱり弁護士とかも絡んで、加害者の人権に照らして合わせてどうかというふうな非常に慎重な審議が必要になると思うんです。その氏名を出さずに、悪質な加害の内容の公表だけするってしますと、そこまで弁護士を絡めてとか、人間の特定はされないわけで、本町何課に何月何日、このような加害行為があつたというような公表をするだけだったら、対策委員会の段階で出せるような形を取れば、それは、早期に職員の方々の心身の安全を守れるようになるんじやないかと思うんです。そのように、対策委員会で、その氏名を伏せての加害内容の公表というのを検討されるおつもりはないかというのを2点目の質問として、お願ひします。

3点目といたしまして、役場以外での民間事業者が悪質な加害行為に遭った時に相談、役場がそれを守る窓口を作るかどうかという話で、人権関係の色々組織があるというふうに伺ったんです。

例えば、大体建設会社とかは弁護士とかおるみたいなんですけど、小さい事業者さんとかは顧問弁護士とかもいないと思うんで、もしそういう民間の方が、悪質で執拗なカスハラ被害に遭った時助けてほしいと役場に行く場合は、人権対策協議会とか、そういう組織とか、そこに相談すれば、そういう悪質なカスハラの対応に応じてもらえるということなのか。これを質問の3点目として、以上、3点をお願いします。

○議長（菊池隼人） 只今の清家議員の大綱1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） まず、1点目の町長としましての点ですが、以前、ある上司が始末書を書かせて、その当時の総務課長のところに持ってきたという話を聞きましたが、当時のその町長はとりあえず返したというのを聞いております。この始末書に関しましては、今後ともそういうことはないように、書かせないようには徹底しておりますので、今後はないと考えております。

2点目の対策委員会の場合、協議検討の段階で、悪質行為を公開する選択肢についてですが、その協議検討の段階で公開に踏み切るのはちょっと難しいと考えております。やはり条例に則って、伊方町公正職務審査会の調査審議を受けた後に、必要があれば公開へと踏み切るという手順で実施したいと考えております。

3点目の人権対策協議会では、あらゆる人権問題を解決し、国民主体の実現を図り、心理的権利と自由を確保することを目的としておりますので、そうしております。ハラスメントなどによる人権侵害の相談については、今まで実績がありますので、今後も相談があれば随時対応したいと考えております。

以上です。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

清家議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（菊池隼人） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 氏名を伏せての加害行為の公表の件なんですけど、名前も出さないし良いんじゃないかなというふうには思うんですけど、現状そういうふうな答弁ですので、もうこれはここで1回区切りまして、また今後の検討会議で考えたいと思います。

2024年につきましては、庁舎内で検討、何より冒頭の社会福祉協議会でもカスハラがあったということありますので、決して今は小康状態であるけども、なくなつたわけではないというふうなことをしっかりと腹に刻んでおかなければならんじやないかと思います。

加害行為者の1人は、もう悪徳な行政と戦うっていうことを実名でSNSなどにもあげていますので、それに寄り添うようなコメントも何人かはやっぱりいますし、まだまだそういうふうな1人の警戒を続けなければならないんじやないかというふうに思います。

何度も申しますけれども、やはり人生で経験のない強迫的行為に出会った時に、本当に、人は冷静な対応ができなくなるっていうのはあります。テレビでもありましたけど、ちょっと日を改めさせてほしい、もう時間が遅いのでまた次の機会にしたいと言っても、都合の良い日はねえわとか、昨日、一昨日来いというふうな、そういうふうな想像もつかないような嫌がらせを受けた時に、どういうふうな対応をしたら良いのか。本当にそういうことが、実際に起こった時に対応できるような、そういうふうな研修に取り組んでいただきたいなというように思います。

確かに、こういうカスハラ対策っていうか、不当要求者対策っていうのは、以前は副町長が委員長で務められていたと思うんですけども、今、副町長が不在ということで、総務課長がその任務を担っているというふうなことだと思うんです。総務課長になるんですけども、現在そういう状況で大変な重圧っていうのはあるとは思うんですけども、抱え切れないようになった時は、町長に相談するのはもちろんんですけども、議会にも。議会も色々と2年間対策に取り組んで、色々ノウハウを蓄積してきましたので、悪質なのにはどうするか、軽いのにはどうするかというふうなノウハウも、みんなそれぞれ溜めましたんで、町長だけじゃなくて議会にも相談を持ちかけても良いかなというふうに思うんですけども、総務課長、その辺はどうでしょうか。

○議長（菊池隼人） 只今の清家議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 清家議員さんが言われたことも捉えております。清家議員さんの仰るよう、そういうふうな卑劣な事案がもし起きたら、議員さんにも相談したいと思いますので、その時はよろしくお願ひいたします。

以上です。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） ハラスメント対策については、非常に町としても議会と共に取り組んだ、今言った経緯がございます。この問題はここで止まることなく、不断の改革を、また新たな知見がありましたら、色々なことを取り入れながら、しっかりとした人権対策、それから、ハラスメント対

策に努めてまいらなければならない。不断の努力、改革が必要な案件だと思っておりますので、しっかりと目を肥やして取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊池隼人） 以上で、清家議員の一般質問を終わります。

続いて、田村義孝議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） 災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者への支援は、地域社会全体で取り組むことが重要であります。

具体的には、伊方町が作成している避難行動要支援者名簿を活用し、平常時から地域の関係者と情報を共有することで、災害時の迅速な避難支援や安否確認が可能となります。

現在、名簿の作成は伊方町が、要支援者の情報を収集し、名簿を作成していると思いますが、情報の提供として作成した名簿を、地区会や児童民生委員、消防団などの避難支援関係者に提供し、平常時からの見守り活動や防災訓練に活用していることだと思います。

また、避難支援体制の構築として、地域の関係者が連携し、要支援者ごとの個別避難計画を策定することを、自主防災会長宛てに、毎年、促していると思います。これにより、災害時の円滑な避難支援が可能となります。避難行動要支援者への支援は、町や地域コミュニティの連携が不可欠です。具体的には、避難経路、支援者の役割分担、連絡方法などを明確にし、本人や家族とも共有することが大切です。

しかしながら、全自主防災組織から個別避難計画が、返ってきていない現状があるようにお聞きしております。

どの組織もそうですが、役員さんの高齢化も激しくできることに限りもあり、ご近所の関係も希薄になりつつあつたりと様々な問題もあることから、中々難しいとは思いますが、実施している町内の防災会もあります。

まずは、自主防災会長さんに避難行動要支援者支援の重要性をより理解いただくために、講習会などを受けていただく必要があると思います。

計画の作成にあたっては、事務仕事が不得手な方もいらっしゃるでしょうから、地区連絡員制度を活用してお手伝いをしていただいたらどうでしょうか。そして、9月の町の防災訓練へも避難行動要支援者と家族の承諾が得られれば、避難行動要支援者と支援者が共に参加し、防災訓練を実施することにより、実際の避難行動をシミュレーションし、課題を洗い出し、改善策を検討することができると思います。

情報の適切な管理と共有のためには、名簿の情報は個人情報であるため、適切な管理が求められますので、情報漏えい防止のための研修や、情報提供先との誓約書の取り交わしなどを行い、信頼関係を構築することも重要なと思います。

地域全体で共助の意識を高めるため、地域住民への啓発活動として、避難行動要支援者支援の重要性を周知する活動も重要なと思います。具体的には、地域での集まりや広報誌での情報発信などが考えられます。

これらの取組みにより、避難行動要支援者名簿を効果的に活用し、地域の共助体制を強化することで、日頃からの準備と連携が、災害時の被害軽減に繋がると考えますが、町長のご所見をお聞かせください。

また現在、町内でお手本となる自主防災組織や方法があれば、ご共有いただきたいと思います。

○議長（菊池隼人）　只今の田村議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦）　議長

○議長（菊池隼人）　町長

○町長（高門清彦）　田村議員の大綱1「避難行動要支援者の個別避難計画について」のご質問にお答えいたします。

災害時に、自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方など、何らかの支援が必要な方、いわゆる避難行動要支援者につきましては、東日本大震災後の平成25年6月に改正された、災害対策基本法より、あらかじめ市町村がその名簿を作成することを義務付けられております。

更に、令和3年5月には、同法の改正により、避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、避難場所や避難経路、誰がその方の避難を支援するかなどを個人別に定めた、いわゆる個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされております。本町におきましても、毎年、各地区の自主防災会や民生児童委員の協力のもと、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成や更新を行い、その成果品につきましては、各自主防災会、民生児童委員、社会福祉協議会、警察署、消防署、消防団など、実際に支援にあたる方々に提供し、平常時からの見守り活動等に活用していただいているところでございます。

一方で、原子力災害時の広域避難計画について、これは法によって義務付けられているものではありませんが、町の避難行動計画の参考資料として町が状況を把握するため、毎年、各地区の自主防災会に更新を依頼しているものでございますが、近年、更新されていない地区があるのが現状であります。

今後の対応として、南海トラフ地震を想定した事前復興計画の策定を予定しており、職員と地域住民がワークショップや意見交換を行いながら策定することとなりますので、そのような場も活用しながら、職員と共に計画を作り上げるなど、支援してまいります。

次に、避難行動要支援者の防災訓練への参加についてです。

これは、避難訓練における懸案事項の1つでありましたが、今年度、9月の総合防災訓練において、湊浦地区をモデルとして、県や福祉関係機関と連携し、実際の要支援者ご家族に了承を得て避難訓練を行うこととしておりました。しかしながら、台風第10号の接近に伴い、訓練そのものを中止せざるを得なくなつた経緯がございます。これについては、来年度以降も引き続き実施し、

要支援者の避難行動の検証を行うとともに、この取組みを他の地区に波及させていきたいと考えております。

次に、情報の適切な管理と共有についてです。

先程申しましたとおり、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画につきましては、各自主防災会の他、実際に避難支援にあたる関係機関に提供しておりますが、その際には、災害対策基本法により、当該名簿情報及び個別避難計画の提供を受けた者には、守秘義務が課せられること、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重に保管すること、必要以上に複製しないこと、提供を受けた団体は、取り扱う者を限定すること以上の内容を付して、適切な保護と情報管理を図るとともに、町民の安心・安全のため、支援にご協力をいただくようお願いしたうえで、情報の提供を行っております。

今後も適切な情報管理の徹底を求めてまいります。

次に、住民への啓発活動についてです。

近年の豪雨災害や大地震では、避難行動要支援者が犠牲になるケースが全国的に多く見られ、東日本大震災においては、犠牲者の過半数を 65 歳以上の高齢者が占め、また、障がい者の犠牲者の割合についても、健常者と比較して 2 倍程度に上ったと推計されています。

一方、阪神・淡路大震災においては、救出された方の約 8 割が家族や近所の方々によって救出されたという報告があり、自主的な住民組織の有効性が改めて注目されています。

これらの実際に災害現場で起きた事例から、町としましても、日頃から地域の共助体制を強化しておくことは、非常に有効な被害軽減策であると考えております。今後、先程申しました、地域住民とのワークショップや広報誌、ホームページでの周知に努める他、今年度、新たに構築した町の公式 LINE を通じて、共助体制の重要性の周知に努めてまいります。

最後に、町内のお手本となる自主防災組織についてです。

これは 1 つの例ですが、現在、愛媛県では、主に南海トラフ地震において大きな被害が想定される、宇和海沿岸 5 市町を対象に、夜間避難訓練の実施を促進しております。これは平成 28 年 4 月に起きた熊本地震や、平成 30 年 9 月の北海道胆振いぶり東部地震、愛媛県においては、平成 26 年 3 月の伊予灘地震など、夜間に大きな地震が発生する事例が多く、災害はいつ起きるか分からないということを教訓に始まった新たな取組みで、本町におきましても、令和 4 年度に警察や消防団の支援のもと、九町畠地区で初めて実施し、その後、令和 5 年度に湊浦地区、今年度は田部地区と仁田之浜地区で実施しております。それぞれの地区において、訓練後は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応方法に関する講話や活発な意見交換会等が行われるなど、有意義な訓練を行っている地区もございます。

また、夜間訓練ではありませんが、三崎高校におきましても、消防団や地元ボランティアの協力のもと、保育所、小・中学校及び高校生を対象として、比較的規模の大きい高台への避難訓練が行われております。

町としましても、このような地域の自助・共助の取組に加え、正確な情報伝達や適切な避難所運営、必要な物資の確保、事前の避難計画の策定など、誰一人取り残さないという強い思いで、公助の面から支援してまいりたいと考えております。

以上、田村議員の大綱 1 の答弁とさせていただきます。

○議長（菊池隼人）　只今の答弁に対する再質問を許します。

田村議員、大綱 1 の再質問はありませんか。

○議員（田村義孝）　議長

○議長（菊池隼人）　田村議員

○議員（田村義孝）　町長も冒頭の挨拶で述べられたように、南海トラフの確率も随分高まっております。能登の震災の発生以降、町としましても、積極的に様々な施策を展開していただきまして心強いところでございます。

先程のご答弁の中に、原子力災害時の広域避難計画については、義務ではないというご答弁がありましたが、従来されていたものが履行されていないという地域があるというのは、いざ災害が起きた時に問題になると思います。

例えば、普段お世話をしている方がいらっしゃらない時に、地域の協働体制の中で家族以外の誰がどのような方法でもって、円滑に避難をさせるかというような具体的な計画を立てていただき、それを運用に落とし込んでいくことが 1 番重要であると考えます。そのためには、仕組みづくりを強化していただき、また、進捗管理をしっかりとしていただきたいと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（菊池隼人）　只今の田村議員の大綱 1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総務課長（井上恵隆）　議長

○議長（菊池隼人）　総務課長

○総務課長（井上恵隆）　まず、その原子力災害時の広域避難計画につきましては、町の避難行動計画と一本化を図っております、同一な計画として仕組みを図っております。今も今後も住民の方がスムーズに迅速に避難できるよう努めてまいりたいと思います。これから、また各地区の方にも、各地区自主防災会の方にも働きかけて、計画を作るよう努めております。

以上です。

○議長（菊池隼人）　只今の答弁に対する再々質問を許します。

田村議員、大綱 1 の再々質問はありませんか。

○議員（田村義孝）　議長

○議長（菊池隼人）　田村議員

○議員（田村義孝）　総務課長の取組みに対する心強いお言葉をいただきましたので、少し安心をいたしました。先程はソフト的なことに対して再質問させていただいたのですが、ハード的なものについて、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

夜間避難訓練について、町長にご答弁いただきましたが、私の住んでいる地区も夜間避難訓練を行いまして、やはり日中と夜間では、もう全然勝手が違うなと。日中円滑に避難できていたものがやはり夜間になると防犯灯、照明灯の数によっては、道などが分からなくなってしまう。いざ災害が起きた時にはもっと混乱した状況になることから、中々避難が難しい状況が想定されます。

例えば、これはご提案なのですが、ソーラーパネルで20V用バッテリーと一体化した、単独タイプの電源確保が困難な場所でも照明と防犯カメラがついている機能の防犯灯がありまして、南海トラフ巨大地震が発生して、停電で暗闇になっても、避難所までの誘導灯となる青い光で避難活動を援助するような防犯灯もございます。

後、町長も言われましたように、いざ災害が発災した時には、情報が的確に届くということが重要だと考えますが、現在の防災無線ではやっぱり限界もあったり、離れた場所だったら聞こえなかったりというようなことがあります。防災無線の機能を、情報提供の機能を多様化できるようなハード面の整備も必要ではないかと私は考えておるのですが、それについてのご見解をお伺いいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） まず、夜間の津波の分ですが、1避難につき200万円の補助がありますが、中でも南部は県の補助があります。ソーラー付きは、念頭ですが、これも湊浦地区では設置の方を検討しております、夜間訓練の200万円の補助金がありますので、それを活用してつけられればと考えておりますので、よろしくお願いします。

次の情報関係ですが、防災無線ではいけんだろうという意見ですけど、只今、7年度の予定としまして、以前より考えておりまして、検討をする予定でして、例えば、スマホのLINEとかで、情報を送るとかいうのは、ちょっと模索しているところでございます。また、7年度にも検討してまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（菊池隼人） 以上で、田村議員の一般質問を終わります。

続いて、加藤智明議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（菊池隼人） 加藤議員

○議員（加藤智明） 令和7年1月末日時点の住民基本台帳によると、伊方町の高齢化率は49.7%に達しており、3,844人は65歳以上の高齢者です。厚生労働省の調査によれば、65歳以上の認知症有病率は約6割にも昇ると言われています。

認知症を発症する原因は多岐に渡り、病気や生活習慣病、加齢、遺伝、環境など様々な要因があります。認知症の進行について、本人だけでなく介護者の負担も増大します。認知症者は、記憶障害や見当識障害により、時間や場所、人物の認識が曖昧になることがあります。そのため、突然怒り出したり、徘徊したり、コミュニケーションが円滑に進まないことがあります。日常生活動作（食事、

入浴、排せつ等)が困難になるため、介護者は身体的・精神的負担が大きくなります。また、介護費用や医療費がかかるため経済的負担も増大し、介護者は自分の時間や自由が減り、孤立感を深めることも懸念されます。認知症者だけでなく、介護者への支援も重要です。

対策としては、早期発見・早期対応の推進、家族介護者の負担軽減と支援体制の確立、認知症ケアパスの見直しと周知、認知症対応型共同生活介護の整備、オレンジネットワークの体制強化、高齢者の見守り支援の強化、独り暮らし高齢者への支援体制構築が必要だと言われております。

また、地域住民や民生委員との連携強化や高齢者見守りネットワークの構築、見守りカメラ、防犯カメラ、見守りタグ等の活用も考えられます。

今年に入り、行方不明者の捜索が2件発生しました。認知症患者かどうかは不明ですが、見守りカメラや行方不明者の写真や特徴を共有することで、早期発見に繋がるかもしれません。人口減少により、人の目が届かなくなっている現状があります。他の市町村ではカメラや見守りタグの活用を始めており、高齢者人口の多い伊方町も率先して取り組むべきだと思いますが、今現在、伊方町が取り組んでいる対策と、今後、対策の予定があるかお尋ねします。

○議長（菊池隼人）　只今の加藤議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦）　議長

○議長（菊池隼人）　町長

○町長（高門清彦）　加藤議員の大綱1「認知症対策と支援について」のご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、本町において高齢化の進展は著しく、昨年度策定した第9期介護保険事業計画において、今後の高齢化率は令和8年度に49.9%、12年度に51.7%との推計結果となっております。また、令和5年9月末時点の要支援・要介護認定数は906人で、その主な原因疾患は、認知症が30.3%で第1位となっており、年々その割合が高くなっています。全国的に、令和7年には高齢者の5人に1人、約700万人が認知症になると予測されており、高齢者だけでなく、私達全員が関わる可能性のある身近な問題であります。

国におきましても、認知症対策と支援は非常に重要な課題と捉え、昨年12月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づいた、認知症施策推進基本計画が策定され、都道府県及び市町村においても、計画策定が努力義務化されたところでございます。

まず、ご質問の今現在、町が取り組んでいる対策についてでございます。

町では、認知症の早期診断・早期対応等のため、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、物忘れ相談、認知症カフェ等、身近な場での相談の機会の確保を図るとともに、プランチへの委託も含め総合相談支援事業において、高齢者や家族、地域の皆様への支援に取り組んでおり、必要に応じて認知症疾患センターや医師会等の専門機関との連携を図っているところでございます。

また、地域住民等、身近な方の認知症への理解が深まることが早期発見と地域での支え合いに繋がることから、認知症サポーター養成講座やサロン等において出前講座を開催し、普及啓発に取り

組んでおります。更に、家族介護予防教室や介護者のつどいを開催し、家族介護者の負担軽減等に努めている他、認知症の方の意思決定支援及び権利擁護のための関連事業の体制を整備するとともに、関係機関と連携を図りながら、今後必要となる可能性が高い高齢者の把握に努めております。

このように、様々な支援に取り組んでもなお、徘徊等で行方不明となる事案も発生していることから、伊方町オレンジネットワーク事業においてリスクの高い高齢者に事前登録していただくことで、事案が発生した場合に、ご本人の情報を関係者で共有し、早期発見に繋がる体制づくりに努めております。

また、ハード面におきましては、昨年度は、よろこび大久を改修し、9床を増床、今年度は、伊方地域に、新たに18床の認知症対応型グループホームの整備を行ったところでございます。

次に、今後の対策についてです。

新たな技術やサービスの活用として、地域での交流の機会の確保や良好なコミュニケーションを維持するため、軽度・中度の難聴者への支援として、補聴器を購入する際の助成制度や、徘徊時等の早期発見のため、認知症高齢者等の見守り支援として、GPS機器の利用補助制度を新たに設けるため、令和7年度の当初予算案に盛り込んだところでございます。

町といたしましても、高齢者の皆様が、地域の中で、交流や社会的な活動が維持できる環境を整えながら、日常の暮らしの中で高齢者を含めた地域住民の皆様や事業所、行政等が緩やかな見守りをしていくことが、早期発見と対応に繋がると考えており、認知症の方が尊厳を保持し、認知症になっても住み慣れた地域の中で安心して暮らしていただけるまちづくりのために、今後も様々な取組みを推進してまいります。

以上、加藤議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。

加藤議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（菊池隼人） 加藤議員

○議員（加藤智明） ありがとうございます。数点、今現在取り組んでいる対策についてと今後の対策について、お聞きしたいと思います。

今現在取り組んでおられる物忘れ相談、認知症カフェ等、これですが、どういった場所でまずされているのか。どれぐらいの利用頻度があるのかも教えていただきたいっていうのが1つと、今後の対策で、認知症対策の見守り支援としてGPS機器等の利用する制度を設けたと答弁されてましたが、これGPS機器があると、本当に捜索とか探すのに凄く助かると思います。消防団員の数も凄く減少している中で、限られたところを探すということで、結構効率も上がります。そういう意味で、このGPS機器等を持たせてもらえるのは凄くありがたいんですが、この機器はどれぐらいの補助をしていただけるのか、答弁いただきたいと思います。

○議長（菊池隼人） 只今の加藤議員の大綱1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○長寿介護課長（井上操） 議長

○議長（菊池隼人）　長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操）　只今の加藤議員のご質問に回答させていただきます。

まず、物忘れ相談と認知症カフェの開催状況につきましてでございます。

物忘れ相談は町内3地域、伊方、瀬戸、三崎、それぞれで月1回、毎月開催しております。利用者の状況でございますけれども、定期的にご相談というよりは、ご心配があった時にご相談ということになりますけれども、少ない場合は全くいらっしゃらない場合もございます。そういった場合は、以前ご相談いただいた方に改めてご連絡する等、状況を確認させていただいております。多い時であれば、2名とかご予約をしていただいて、相談いただく場合もございます。

カフェの方ですけれども、こちらは伊方と三崎地域で開催しております。物忘れ相談と同じ時間帯に開催しております、認知症の方とご家族が一緒においでになっても、ご本人の方はカフェでゆっくり休んでいただいて、ご家族の方の相談対応ということで対応しております。

続きまして、来年度から開始することになりますGPSの件につきまして、説明させていただきます。こちらは、認知症の方に対しまして、GPS機器のココセコム高齢者位置探索サービス事業というものを活用させていただく予定としております。こちらに関しては、加入料金4,950円、充電器2,750円、月々の利用基本料金1,320円、こちらを町の方で助成するということで、予算計上させていただいております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（菊池隼人）　只今の答弁に対する再々質問を許します。

加藤議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（加藤智明）　議長

○議長（菊池隼人）　加藤議員

○議員（加藤智明）　ありがとうございます。この物忘れ相談と認知症カフェと定期的にされていくとのことです、決まった場所でされているとのことです、中々その場所に行けない方達もいると思いますので、できれば移動型、公民館とか、集会所等を活用して移動して回っていただければ、もう少し利用者も増えるのではないかと思います。その辺をぜひ検討していただけたらと思います。

また、さっきのGPS機器ですけど、あれはもう全額負担という理解でよろしいのかというのを1つお尋ねしておきます。

すみません、ちょっと聞き忘れていたのですが、オレンジネットワーク事業のことですが、これ私、ホームページを見ましたが、事業者の登録と利用者の登録の申込書のようなものがあったんですが、これネットワーク事業に協力できるのは、あくまでも事業者のみなのか、個人の方がそういったことに協力できないのかも、ちょっとお尋ねしておきます。

そして、GPSを使われるということで大変良いことだと思いますが、多分これ、機械をその方に持たせないといけないので、独り暮らしの方だと、どうしてもその機械を忘れたら、効果がなく

なってしまうところがありますので、できれば見守りカメラの方もぜひ検討していただけたらと思います。

この見守りカメラで1番進んでいると言われているのが、兵庫県の加古川市ですかね。

市内に約1,500箇所カメラを設置しており、これは子供達の見守りも兼ねるんですが、子供達も見守りタグというものを持っております、その近くに来た時には認識できる。誰が通ったとか、どこを通過したとか、そういうメモリができるようなシステムになっておりまして、家族の方も安心して利用している。他の地域からも注目されていると聞いておりますので、ぜひ伊方町の方もこういった進んでいる地域に研修に行っていただけたらなと思います。

最後に、町長の答弁にもありましたけど、住み慣れた地域の中で、安心して暮らしていただきたいと思います。今後も対策を、終わりはないと思いますので、続けていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊池隼人）　只今の加藤議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○長寿介護課長（井上操）　議長

○議長（菊池隼人）　長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操）　加藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目のGPS機器の補助の金額についてですが、先程申し上げた額につきましては、町の負担ということで予算計上しております。

オレンジネットワーク事業につきましてです。事業者のみが協力できるのかという質問だったと思うんですけども、これは事業所さんの方も捜索に協力という前提も当然あるんですけども、まずは日常的に認知症の方、高齢者の方が変わったご様子がないかというところの見守りをお願いするという意味もありまして、日常的な見守りプラス徘徊が発生した場合に、登録されている方に捜索にご協力いただくという2点の協力依頼というふうに考えております。

個人情報、ご本人の写真であったりとか年齢とか、ご家族等々の情報も共有する形になりますので、個人の方ということではなく、ある程度こういう事業を扱っていただける事業所の方というところで登録の方はさせていただくところでございます。

後、申し訳ございません。相談対応について、移動型、もう少し相談しやすい設定をというご意見いただいたんですけども、中々場所を設定するというのが、本当に難しいというのは実感しております、ご相談のある場合は訪問で対応させていただいている案件が多数ございます。なので、気になる方がいらっしゃったりとか、ご相談したいご家族いらっしゃれば訪問で対応させていただきますので、ぜひご連絡を各支援センターの方にいただければと思っております。

見守りカメラについてもご提案いただきましたが、GPSの導入にあたりまして、色々どういった機器を導入するかという検討をさせていただいておりました。まだ今の時点で、明確にこちらの方針としては示すことができないんですけど、今後また検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊池隼人）　GPSの機器利用の補助割合については、全額ですか。

○長寿介護課長（井上操） すみません。GPS は自己負担なく、町が全額負担いたします。申し訳ありませんでした。

○議長（菊池隼人） 以上で、加藤議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は 13 時といたします。

（休憩 11：33～13：00）

### 議案第 6 号

○議長（菊池隼人） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 5 「伊方町監査委員条例の一部を改正する条例制定について」議案第 6 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長（菊池暁彦） 議長

○議長（菊池隼人） 議会事務局長

○議会事務局長（菊池暁彦） 議案第 6 号、伊方町監査委員条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

この度の改正は、地方自治法の一部改正に伴う改正となっております。

地方自治法に新たな規定が整備され、条ずれが生じたことに伴い、引用条を改めるものでございます。

なお、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行することといたしております。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 6 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号、伊方町監査委員条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### 議案第 7 号

○議長（菊池隼人） 日程第 6 「伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 7 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第7号、伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明させていただきます。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があり、ご提案させていただくものです。

改正内容については、部分休業制度の拡充で、現在、30分単位で承認していたものに加え、1日単位でも承認できるようになります。

この改正に伴い、1日につき2時間の範囲内又は、1年につき10日の範囲内のいずれかを選択して取得することができます。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行されます。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第7号、伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

## 議案第8号

○議長（菊池隼人） 日程第7「伊方町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第8号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第8号、伊方町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明させていただきます。

本条例は、昨今の社会情勢を鑑みて、各委員の報酬額の適正化を図るため、新旧対照表のとおり引き上げるものであります。

なお、近年、引き上げた委員報酬については、据え置いております。

基本的には、日額6千円を7千円としております。各委員の報酬額については、新旧対照表をお目通しください。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行されます。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願ひします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第8号、伊方町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### 議案第9号

○議長（菊池隼人） 日程第8「伊方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」議案第9号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第9号、伊方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、人事院及び愛媛県人事委員会勧告により、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、給料表の改定、扶養手当、地域手当、通勤手当の改定、在宅勤務手当等の新設、平日の深夜勤務に対する、管理職員特別勤務手当の対象時間の拡大、再任用職員への住居手当の支給です。

扶養手当の改定の詳細については、配偶者に係る手当は、令和7年度は3,500円に減額、8年度に廃止されます。

子に係る手当については段階的に1,500円ずつ増額し、7年度は、1万1,500円、8年度には、1万3千円となります。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行されます。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第9号、伊方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

## 議案第 10 号

○議長（菊池隼人）　日程第 9「伊方町公民館条例の一部を改正する条例制定について」議案第 10 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○中央公民館長（山本宏貴）　議長

○議長（菊池隼人）　中央公民館長

○中央公民館長（山本宏貴）　議案第 10 号、伊方町公民館条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を説明いたします。

本案は、町見公民館二見分館を廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、名称及び位置を定めております別表第 2 中、二見分館の項を削り、また、各公民館の使用料を定めております別表第 3 中、二見分館の項を削るものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、附則におきまして、令和 7 年 4 月 1 日からとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菊池隼人）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 10 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号、伊方町公民館条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

## 議案第 11 号

○議長（菊池隼人）　日程第 10「伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について」議案第 11 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（阿部茂之）　議長

○議長（菊池隼人）　教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（阿部茂之）　議案第 11 号、伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、三崎テニスコートを廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、名称及び位置を定めております別表第 1 中、三崎テニスコート並びに三崎テニスコート夜間照明の項を削り、また、テニスコートの使用料を定めております別表第 5 中、三崎テニスコートの項を削るものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、附則におきまして、令和7年4月1日からとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第11号、伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### 議案第12号

○議長（菊池隼人） 日程第11「伊方町児童遊園条例の一部を改正する条例制定について」議案第12号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（田中洋介） 議長

○議長（菊池隼人） 保健福祉課長

○保健福祉課長（田中洋介） 議案第12号、伊方町児童遊園条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、現在、遊具がなく、今後も児童遊園としての活用が見込まれない児童遊園を廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容については、別表中、小中浦児童遊園、向児童遊園、湊浦二児童遊園、大浜児童遊園、二見児童遊園及び伊方越児童遊園に関する規定を削除するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第12号、伊方町児童遊園条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### 議案第13号

○議長（菊池隼人） 日程第12「伊方町老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」議案

第13号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（井上操） 議長

○議長（菊池隼人） 長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操） 議案第13号、伊方町老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、川之浜老人憩の家を廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

改正前の欄に掲げる規定の下線部分を削るものでございます。

附則において、この条例は令和7年4月1日から施行するものといたします。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第13号、伊方町老人憩の家条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

## 議案第14号

○議長（菊池隼人） 日程第13「伊方町心身障害者福祉給付金条例の一部を改正する条例制定について」議案第14号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（田中洋介） 議長

○議長（菊池隼人） 保健福祉課長

○保健福祉課長（田中洋介） 議案第14号、伊方町心身障害者福祉給付金条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、伊方町心身障害者福祉給付金の受給資格の追加及び支給額の見直しに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容については、今まで対象外であった精神障害者保健福祉手帳3級の者を追加し、支給額を各段階において、それぞれ5千円ずつ上乗せするものであります。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 14 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号、伊方町心身障害者福祉給付金条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

### **議案第 15 号**

○議長（菊池隼人）　日程第 14「伊方町瀬戸アグリトピア条例の一部を改正する条例制定について」議案第 15 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長（林栄作）　議長

○議長（菊池隼人）　農林水産課長

○農林水産課長（林栄作）　議案第 15 号、伊方町瀬戸アグリトピア条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、瀬戸アグリトピアの利用区分及び利用料金の見直しのため改正するものでございます。

改正内容を新旧対照表にて、ご説明いたします。

別表第 2 中の利用料は 1 人あたりとします。

学校行事の区分に高校生及び引率教職員を追加し、1 日 900 円、1 泊 2 日 1,800 円、1 泊 1 日増料金 1 千円とします。

次に、青少年団体区分を削除します。

次に、一般利用区分の「1 棟 1 泊の 1 棟 5 人まで 1 万 5 千円」を「1 泊 2 日以内（休憩含む）2 万円、3 歳未満無料」に変更し「追加料金 1 人につき 2 千円、3 歳未満無料」は削除するものです。

なお、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菊池隼人）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 15 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号、伊方町瀬戸アグリトピア条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### **議案第 16 号**

○議長（菊池隼人）　日程第 15「伊方町下水道条例の一部を改正する条例制定について」議案第

16号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山内清秀） 議長

○議長（菊池隼人） 上下水道課長

○上下水道課長（山内清秀） 議案第16号、伊方町下水道条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案は、下水道法第25条に基づく下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である標準下水道条例及び下水道法施行令の一部改正に伴い、伊方町下水道条例の一部を改正するものです。

改正内容は、国が進める、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランの趣旨を踏まえた排水設備工事責任技術者の常駐、専属規制の緩和及び、下水道法施行令の一部改正に伴う、公共下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準が見直されたことなどから、所要の改正を行うものです。

新旧対照表で変更箇所を説明します。

第8条の2第2項第2号中「専属」を「選任」に、「責任技術者の氏名」を「下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」に改正します。

第8条第3項第2号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改正し、第4号中「専属」を「選任」に、「責任技術者の」を「責任技術者に係る」に改正します。

第8条の3第1項第1号中「が1人以上専属している者である」を「を選任している」に改正します。

第8条の4の見出し「下水道排水設備工事責任技術者」を「（責任技術者）」に改正し、第1項中「下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）」を「責任技術者」に、「専属させなければならない」を「選任しなければならない。ただし、愛媛県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない」に改正します。

第12条第1項第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改正します。

第22条の2の見出し「使用量の減免」の「量」を、重さを表す「量」から費用を表す「料」に改正します。

なお、この条例は公布の日から施行します。

ただし、第12条第1項第10号の改正規定は、令和7年4月1日から施行します。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 16 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号、伊方町下水道条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### **議案第 17 号**

○議長（菊池隼人）　日程第 16 「伊方町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 17 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山内清秀）　議長

○議長（菊池隼人）　上下水道課長

○上下水道課長（山内清秀）　議案第 17 号、伊方町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正内容は、地方自治法の改正に伴い、引用している条番号の条ずれが生じるため、所要の改正を行うものです。

新旧対照表で変更箇所を説明します。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改正します。

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行します。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菊池隼人）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 17 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号、伊方町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### **議案第 18 号**

○議長（菊池隼人）　日程第 17 「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」議案第 18 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆）　議長

○議長（菊池隼人）　総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第18号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「懲役及び禁錮」が廃止され、「拘禁刑」に一元化されることから、関係条例の整理を行うものです。

関係条例は、伊方町行政不服審査会条例、伊方町個人情報の保護に関する法律施行条例、伊方町職員の給与に関する条例、伊方町港湾管理条例及び伊方町消防団条例の5つの条例で、各条例の一部を改正いたします。

なお、この条例は、法律の施行日に合わせ、令和7年6月1日から施行されます。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第18号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

## 議案第19号

○議長（菊池隼人） 日程第18「伊方町人権尊重の町づくり条例の全部を改正する条例制定について」議案第19号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第19号、伊方町人権尊重の町づくり条例の全部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、「伊方町人権尊重の町づくり条例」の全部を改正し、「伊方町差別のない人権尊重の町づくり条例」を制定するものです。

改正内容は、近年の障害者差別解消法、部落差別解消法、ヘイトスピーチ解消法及びジェンダー理解増進法などの、人権関係の法整備や社会情勢を鑑みて不当な差別に関する定義を追加し、不当な差別の禁止を謳い、また、インターネット上の誹謗中傷等の未然防止措置及び支援に関する規定等を追加しています。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行されます。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願ひします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第19号、伊方町人権尊重の町づくり条例の全部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

## 議案第20号

○議長（菊池隼人） 日程第19「伊方町債権管理条例制定について」議案第20号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第20号、伊方町債権管理条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、町の債権管理に関する事務処理について一般的基準を定めることにより、債権管理の適正化を図り、円滑な行財政運営に資するため、伊方町債権管理条例を制定するものであります。

条例案の内容についてご説明をいたしますので、議案の1頁をお願いいたします。

第1条は、条例制定の目的でございます。

第2条には、町の債権とその種別について、用語の意義を定めております。

第3条には、他の法令等との関係を、第4条には、町長の責務について定めております。

2頁をお願いいたします。

第5条から第7条までは、町の債権の管理に関する一般的基準として、台帳の整備、債務者に関する情報の共有、督促について定めております。

第8条から次の頁の第11条までは、債権が期限までに履行されなかった場合の延滞金、遅延損害金、滞納処分等、強制執行等について定めております。

3頁をお願いいたします。

第12条では、債権の放棄について定めております。

4頁をお願いいたします。

第13条は、必要な事項を規則に委任できることを定めております。

附則第1項で、この条例は、令和7年4月1日から施行することとしており、第2項から第9項までで、関係する条例について督促手数料を廃止する一部改正と経過措置を定めております。

以上、ご説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 20 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号、伊方町債権管理条例制定については、原案のとおり可決されました。

### **議案第 21 号**

○議長（菊池隼人） 日程第 20 「伊方町風力発電所条例を廃止する条例制定について」議案第 21 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○観光商工課長（田所孝之） 議長

○議長（菊池隼人） 観光商工課長

○観光商工課長（田所孝之） 議案第 21 号、伊方町風力発電所条例を廃止する条例制定について提案理由をご説明いたします。

伊方町風力発電所は、エコツーリズムによる交流人口の拡大を図ることを目的に、平成 17 年 4 月 1 日から稼働を開始しておりましたが、令和 6 年 12 月 6 日をもって解体工事が完了し、令和 6 年度末をもって伊方町風力発電所を廃止するため、本条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 21 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号、伊方町風力発電所条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### **議案第 22 号**

○議長（菊池隼人） 日程第 21 「伊方町風力発電事業特別会計条例を廃止する条例制定について」議案第 22 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○観光商工課長（田所孝之） 議長

○議長（菊池隼人） 観光商工課長

○観光商工課長（田所孝之） 議案第 22 号、伊方町風力発電事業特別会計条例を廃止する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

特別会計を通じて行ってきた伊方町風力発電事業は、令和 6 年度末をもって終了し、特別会計の設置が不要となるため、本条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 22 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号、伊方町風力発電事業特別会計条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### 議案第 23 号

○議長（菊池隼人） 日程第 22 「伊方町出産祝い金等支給条例を廃止する条例制定について」議案第 23 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（田中洋介） 議長

○議長（菊池隼人） 保健福祉課長

○保健福祉課長（田中洋介） 議案第 23 号、伊方町出産祝い金等支給条例を廃止する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、全ての子供を対象にする新たな子育て支援施策へと拡充することから、本条例を廃止するものであります。

廃止する条例は、第 3 子以降に総額 100 万円を支給するというものでありますが、愛媛県の人口減少対策総合交付金を活用し、町の上乗せ分と併せて、支給するものに拡充するものであります。

なお、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 23 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号、伊方町出産祝い金等支給条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

## 議案第 24 号

○議長（菊池隼人）　日程第 23 「令和 6 年度伊方町一般会計補正予算（第 9 号）」議案第 24 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦）　議長

○議長（菊池隼人）　町長

○町長（高門清彦）　議案第 24 号、令和 6 年度伊方町一般会計補正予算（第 9 号）の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 5 億 3,346 万円を減額し、総額を 109 億 8,536 万円とするものであります。

内容といたしましては、各事業費等の精算見込みによる減額を計上した他、歳出における主な増額分として、町債管理基金積立金 3,307 万 3 千円、庁用自動車購入基金積立金 787 万 9 千円、キッチンカー導入支援事業補助金 1,800 万円、社会保障・税番号制度システム整備業務 366 万 3 千円、水道事業会計補助金 1 億 2 千万円、電源立地地域対策交付金返還金 2,743 万 8 千円、伊方消防署用地購入事業 546 万 2 千円、災害用トイレ購入事業 3,537 万 6 千円、伊方武道館屋上防水工事 937 万円などを計上いたしております。

一方、歳入につきましては、地方交付税 1 億 56 万 9 千円、新しい地方経済・生活環境創生交付金 2,508 万円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 366 万 1 千円、後期高齢者療養給付費の精算 1,729 万 1 千円などを計上し、歳入歳出の予算調整として、財政調整基金繰入金を 4 億 1,412 万 1 千円減額いたしております。

次に、第 2 表、繰越明許費補正については 29 事業 6 億 7,346 万 5 千円を計上いたしております。

以上、令和 6 年度伊方町一般会計補正予算（第 9 号）の主な説明とさせていただきます。

なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、担当課長より説明させますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菊池隼人）　お諮りいたします。審議の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「異議なし」の発言あり）

異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めてまいります。頁番号は、右下となります。

予算書の 27 頁をお開きください。

### 1 款 議会費

1 項 議会費（27 頁）　質疑ありませんか。

### 2 款 総務費

1 項 総務管理費（27 頁～32 頁）　質疑ありませんか。

2 項 徴税費（32 頁～33 頁）　質疑ありませんか。

3 項 戸籍住民基本台帳費（34 頁）　質疑ありませんか。

4 項 選挙費（34 頁～35 頁）　質疑ありませんか。

5 項 統計調査費 (35 頁) 質疑ありませんか。

### 3 款 民生費

1 項 社会福祉費 (35 頁～37 頁) 質疑ありませんか。

2 項 児童福祉費 (37 頁～39 頁) 質疑ありませんか。

3 項 老人福祉費 (39 頁～40 頁) 質疑ありませんか。

### 4 款 衛生費

1 項 保健衛生費 (41 頁～45 頁) 質疑ありませんか。

2 項 清掃費 (45 頁～46 頁) 質疑ありませんか。

3 項 水道費 (46 頁) 質疑ありませんか。

### 6 款 農林水産業費

1 項 農業費 (46 頁～47 頁) 質疑ありませんか。

2 項 林業費 (48 頁) 質疑ありませんか。

3 項 水産業費 (48 頁) 質疑ありませんか。

### 7 款 商工費

1 項 商工費 (49 頁～50 頁) 質疑ありませんか。

### 8 款 土木費

1 項 土木管理費 (50 頁～51 頁) 質疑ありませんか。

2 項 道路橋梁費 (51 頁) 質疑ありませんか。

3 項 港湾費 (52 頁) 質疑ありませんか。

4 項 住宅費 (52 頁) 質疑ありませんか。

5 項 公園費 (53 頁) 質疑ありませんか。

6 項 下水道費 (53 頁) 質疑ありませんか。

7 項 集会所費 (53 頁～54 頁) 質疑ありませんか。

### 9 款 消防費

1 項 消防費 (54 頁～55 頁) 質疑ありませんか。

### 10 款 教育費

1 項 教育総務費 (56 頁～57 頁) 質疑ありませんか。

2 項 小学校費 (57 頁～58 頁) 質疑ありませんか。

3 項 中学校費 (58 頁～59 頁) 質疑ありませんか。

4 項 社会教育費 (59 頁～62 頁) 質疑ありませんか。

5 項 保健体育費 (62 頁～63 頁) 質疑ありませんか。

### 11 款 災害復旧費

3 項 農林水産施設災害復旧費 (63 頁) 質疑ありませんか。

### 12 款 公債費

1 項 公債費 (64 頁) 質疑ありませんか。

歳出全般について、質疑ありませんか。

次いで、歳入に入ります。

14 頁をお開きください。

#### 1 款 町税

1 項 町民税 (14 頁) 質疑ありませんか。

#### 2 款 地方譲与税

2 項 自動車重量譲与税 (14 頁) 質疑ありませんか。

#### 3 款 利子割交付金

1 項 利子割交付金 (14 頁) 質疑ありませんか。

#### 9 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金 (14 頁) 質疑ありませんか。

2 項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 (14 頁) 質疑ありませんか。

#### 10 款 地方交付税

1 項 地方交付税 (15 頁) 質疑ありませんか。

#### 12 款 分担金及び負担金

1 項 分担金 (15 頁) 質疑ありませんか。

2 項 負担金 (15 頁) 質疑ありませんか。

#### 13 款 使用料及び手数料

1 項 使用料 (15 頁～16 頁) 質疑ありませんか。

2 項 手数料 (16 頁) 質疑ありませんか。

#### 14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金 (16 頁～17 頁) 質疑ありませんか。

2 項 国庫補助金 (17 頁～18 頁) 質疑ありませんか。

3 項 委託金 (18 頁) 質疑ありませんか。

#### 15 款 県支出金

1 項 県負担金 (18 頁) 質疑ありませんか。

2 項 県補助金 (19 頁～20 頁) 質疑ありませんか。

3 項 委託金 (20 頁) 質疑ありませんか。

#### 16 款 財産収入

1 項 財産運用収入 (20 頁) 質疑ありませんか。

2 項 財産売払収入 (21 頁) 質疑ありませんか。

#### 17 款 寄附金

1 項 寄附金 (21 頁) 質疑ありませんか。

#### 18 款 繰入金

1 項 特別会計繰入金 (21 頁) 質疑ありませんか。

2項 基金繰入金 (21頁～22頁) 質疑ありませんか。

20款 諸収入

2項 町預金利子 (22頁) 質疑ありませんか。

5項 貸付金元利収入 (23頁) 質疑ありませんか。

6項 受託事業収入 (23頁) 質疑ありませんか。

7項 雑入 (23頁～25頁) 質疑ありませんか。

21款 町債

1項 町債 (25頁) 質疑ありませんか。

歳入全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

次いで、表紙に帰って、「繰越明許費補正 第2条 第2表」第2表は、8頁～9頁にあります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

次いで、表紙に帰って、「地方債の補正 第3条 第3表」第3表は、10頁にあります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

この補正予算全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第24号、令和6年度伊方町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は14時10分からといたします。

(休憩 13:54～14:10)

### 議案第25号

○議長（菊池隼人） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第24「令和6年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」議案第25号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第25号、令和6年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1億199万円を減額し総額を14億1,550万7千円に、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,450万7千円を減額し、総額を5億1,001万円とするものでございます。

それでは、事業勘定の歳出より主なもののご説明をいたしますので、資料は、右下の頁番号、11頁をお願いいたします。

1款1項、総務管理費は、決算見込みにより、296万9千円を減額しております。

次頁にかけての2款1項、療養諸費は、決算見込みにより8,640万8千円を減額しております。  
12頁をお願いいたします。

2款2項、高額療養費は、決算見込みにより、1,675万9千円を減額しております。

13頁をお願いいたします。

2款4項、出産育児諸費は、決算見込みにより、100万1千円を減額しております。

次頁にかけての、6款2項、特定健康診査等事業費は、決算見込みにより、149万1千円を減額しております。

14頁をお願いいたします。

9款2項、繰出金は、施設勘定繰出金などで1,533万8千円を増額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、8頁をお願いいたします。

4款1項、県支出金は、今年度の交付見込額に基づき、8,880万円を減額しております。

次頁にかけての6款2項、基金繰入金は、1,651万3千円を減額しております。

続きまして、直営診療施設勘定をご説明いたします。

まず、九町診療所の歳出からご説明いたしますので35頁をお願いいたします。

1款1項、施設管理費は、決算見込みにより、160万2千円を減額しております。

2款1項、医業費は、決算見込みにより、500万3千円を減額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、33頁をお願いいたします。

1款2項、外来収入は、決算見込みにより、65万2千円を減額しております。

5款1項、他会計繰入金は、決算見込みにより、554万7千円を減額しております。

瀬戸診療所の歳出について、ご説明いたしますので、45頁をお願いいたします。

1款1項、施設管理費は、決算見込みにより、543万2千円を減額しております。

次頁にかけての2款1項、医業費は、決算見込みにより、80万円を減額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、42頁をお願いいたします。

1款1項、入院収入は、決算見込みにより、596万円を減額しております。

1款2項、外来収入は、決算見込みにより、1,360万円を減額しております。

43頁をお願いいたします。

5款1項、他会計繰入金は、決算見込みにより、234万2千円を減額しております。

5款2項、事業勘定繰入金は、特別調整交付金の交付見込みに基づき、1,266万円の増額しております。

串診療所の歳出について、ご説明いたしますので、56 頁をお願いいたします。

2 款 1 項、医業費は、決算見込みにより、154 万 5 千円を減額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、53 頁をお願いいたします。

1 款 2 項、外来収入は、決算見込みにより、400 万円を減額しております。

54 頁をお願いいたします。

5 款 2 項、事業勘定繰入金は、特別調整交付金の交付見込みに基づき、292 万 1 千円の増額としております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 25 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号、令和 6 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

## 議案第 26 号

○議長（菊池隼人） 日程第 25 「令和 6 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）」議案第 26 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議長

○議長（菊池隼人） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議案第 26 号、令和 6 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、予算総額から、歳入歳出それぞれ、71 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3,307 万 5 千円とするものでございます。

まず、歳入から説明させていただきますので、5 頁をお開き願います。

1 款 1 項 1 目、給食費徴収金につきましては、学校行事等の影響や警報発令等による臨時休校により、給食数が約 8,690 食の実績減及び給食費半額補助に伴う準要保護一般会計分の増額、当初 2 款、繰入金で計上していた三崎高校寮生分の給食費徴収金への組替により 221 万 7 千円の増額となります。また、滞納繰越分を当初予算で 1 千円と見込んでおりましたが滞納額はございませんでしたので、減額しております

2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金につきましては、5 年度より実施しております給食費の半額補助について、給食数の減により 320 万 9 千円を減額、先程申し上げた三崎高校寮生分の給食費徴収金への組替による減及び物価高対策として 1 月から小学校 20 円、中学・高校分 25 円の増額による増

また、農林水産課、地産地消事業補助金 109 万 8 千円の計上により、繰入金の総額で 364 万 9 千円減額しております。

3 款 1 項 1 目、繰越金につきましては、前年度からの繰越金 10 万 8 千円を計上しております。

4 款 1 項 1 目、諸収入につきましては、消費税還付金、61 万 5 千円を計上いたしております。

次に歳出につきまして説明いたしますので、6 頁をお開き願います。

1 款 1 項 1 目、給食費につきまして、先程の歳入予算の減額に伴い、賄材料費を 71 万円減額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 26 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号、令和 6 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

## 議案第 27 号

○議長（菊池隼人） 日程第 26 「令和 6 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）」議案第 27 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第 27 号、令和 6 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1,461 万 8 千円を減額し、総額を 1 億 8,781 万 6 千円とするものでございます。

それでは、歳出より主なもののご説明をいたしますので、資料は、右下の頁番号、9 頁をお願いいたします。

2 款 1 項、後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合からの変更決定通知に基づき、884 万 6 千円を減額しております。

4 款 1 項、健康保持増進事業費は、健診経費が後期高齢者医療広域連合から国民健康保険団体連合会へ直接支払われる方式に変更されたこと等に伴い、576 万 2 千円を減額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、7 頁をお願いいたします。

1 款 1 項、後期高齢者医療保険料は、決算見込みにより、994 万円を減額しております。

5款3項、受託事業収入は、健診経費の支払い方法変更に伴い、569万9千円を減額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第27号、令和6年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

## 議案第28号

○議長（菊池隼人） 日程第27「令和6年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第3号）」議案第28号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（井上操） 議長

○議長（菊池隼人） 長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操） 議案第28号、令和6年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明いたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、2,604万1千円を減額し、補正後の予算総額を、14億887万1千円に、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ49万1千円を減額し、補正後の予算総額を1,539万6千円とするものでございます。

それでは、補正の主なものについて、保険事業勘定の歳出からご説明いたしますので、資料右下番号13頁をお開きください。

2款、保険給付費でございますが、1項、介護サービス等諸費は、実績見込みにより706万8千円を減額しております。

14頁をお願いいたします。

2項、介護予防サービス等諸費につきましても、実績見込みにより103万1千円を減額しております。

4項、高額介護サービス等費は、実績見込みにより126万2千円を増額しております。

15頁をお願いいたします。

6項、特定入所者介護サービス等費は、実績見込みにより189万6千円を減額しております。

16頁をお願いいたします。

5款、地域支援事業、1項、介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、実績見込みにより324万3千円を減額しております。

2項、一般介護予防事業費は実績見込みにより、131万5千円を減額しております。

17頁をお願いいたします。

3項、包括的支援事業・任意事業費は、実績見込みにより362万3千円を減額しております。

18頁をお願いいたします。

6款、基金積立金でございますが、実績見込みにより766万円を減額し、今年度の介護給付費準備基金積立金については予算額0円となります。

これに係る歳入ですが、8頁をお願いいたします。

4款、国庫支出金、1項、国庫負担金から、10頁の8款1項、一般会計繰入金につきましては、介護給付費等の実績見込みにより歳出額が減額となったことから負担割合に応じて算出した、負担金・補助金等の見込額により、減額となっております。

8款2項、基金繰入金につきましては、介護給付費等の実績見込みが減額となったため1,013万1千円の減額としております。

続いて、介護サービス事業勘定について歳出からご説明いたします。

36頁をお願いいたします。

1款、サービス事業費、1項、介護予防サービス事業費でございますが、実績見込みにより49万1千円を減額しております。

これに係る歳入ですが、34頁をお願いいたします。

実績見込みにより、1款1項、介護予防給付費収入から、2項、介護予防ケアマネジメント費収入について、併せて83万7千円を減額しております。

収入が減額となったため、2款、繰入金、1項、他会計繰入金は34万6千円の増額しております。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第28号、令和6年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

## 議案第29号

○議長（菊池隼人） 日程第28「令和6年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）」議案第29号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○観光商工課長（田所孝之） 議長

○議長（菊池隼人） 観光商工課長

○観光商工課長（田所孝之） 議案第29号、令和6年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明いたします。

今回、歳入歳出それぞれ9,978万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,956万2千円とするものでございます。

それでは、歳入の主なものをご説明いたしますので、資料右下7頁をお開きください。

1款1項1目、売電収入は実績により、755万円を増額しております。

2款1項1目、一般会計繰入金は決算見込みにより、1億1,227万4千円を減額しております。

3款1項1目、雑入のうち、消費税確定申告還付金は令和5年分の実績及び令和6年分の決算見込みにより、496万3千円を増額しております。

続きまして、歳出の主なものをご説明いたしますので、9頁をお開きください。

1款1項1目、風力発電施設管理費の14節、工事請負費は、工事の実績により、8,784万3千円を減額するものでございます。

同じく26節、公課費は、発電量の減少、売電収入の減額及び解体工事に伴う消費税還付により、191万7千円を減額するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第29号、令和6年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

### 議案第30号

○議長（菊池隼人） 日程第29「令和6年度伊方町水道事業会計補正予算（第3号）」議案第30号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山内清秀） 議長

○議長（菊池隼人） 上下水道課長

○上下水道課長（山内清秀） 議案第30号、令和6年度伊方町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

1頁の第2条収益的収入及び支出ですが、水道事業収益におきまして、1億1,577万円を増額し総額を4億4,319万5千円とするものです。

主に、第1項、営業収益におきましては、42万2千円を増額。第2項、営業外収益におきましては、1億1,535万8千円を増額。主に、公営企業繰出基準に基づかない繰出金・収益的収支均衡処置分として他会計補助金1億2千万円を計上したことによるものです。

次に、支出ですが、水道事業費用718万3千円を減額し、総額を4億2,070万8千円とするものです。主に、第1項、営業費用につきましては、実績見込みとして942万6千円の減額。第2項、営業外費用におきまして、補正予算に伴う消費税の再計算により325万1千円を増額、第4項、予備費におきまして、100万円を減額したことによるものです。

次の頁をお願いします。

第3条は、収入が支出に対し不足する額3,664万3千円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額563万7千円及び過年度分損益勘定留保資金3,100万6千円で補填するものです。

資本的収入及び支出ですが、資本的支出におきまして、1億2,791万3千円を減額、総額を7,703万8千円とするものです。これは、第1項、建設改良費において、事業費が確定したことにより減額したものであります。

第4条について、予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を実績にて改めています。

第5条についても、予算第8条に定めた経費、職員給与費の金額を改めています。

以下、予算に関する説明書の資料右下3頁から14頁につきましては、補正予算実施計画書、補正予算実施計画明細書を、15頁以降につきましては、令和6年度予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、継続費に関する調書及び令和6年度予定貸借対照表を添付していますので、お目通しください。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第30号、令和6年度伊方町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

### 議案第31号

○議長（菊池隼人） 日程第30「令和6年度伊方町下水道事業会計補正予算（第3号）」議案第31号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山内清秀） 議長

○議長（菊池隼人） 上下水道課長

○上下水道課長（山内清秀） 議案第31号、令和6年度伊方町下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

1頁、第2条収益的収入及び支出ですが、収入では下水道事業収益におきまして、1,285万8千円を減額し、総額を4億2,143万2千円とするものです。

主に、第1項、営業収益におきましては、300万4千円を減額。第2項、営業外収益におきましては、985万4千円を減額。主に、公営企業繰出基準に基づかない繰出金・収益的収支均衡処置分として、他会計補助金742万6千円を計上したことによるものです。

次に、支出ですが、下水道事業費用におきましては、1,309万1千円を減額し、総額を3億8,103万6千円とするものです。

主に、第1項、営業費用につきましては、普及促進費の減額、処理場費の委託料の減額より1,209万1千円の減額によるものです。

第4項、予備費におきまして、100万円を減額しています。

2頁をお願いします。

第3条は、収入が支出に対し不足する額1億3,156万円につきましては、引継金1,116万4千円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32万3千円及び当年度分損益勘定留保資金9,375万1千円、当年度利益剰余金処分額2,632万2千円で補填するものです。

資本的収入及び支出ですが、資本的収入に780万8千円を減額し、総額を4,901万2千円とし、資本的支出におきまして、781万5千円を減額し、総額を1億8,057万2千円とするものです。これは、第1項、建設改良費において、事業費が確定したことにより減額したものです。

第4条について、予算第6条に定めた経費、職員給与費の金額を改めています。

以下、4頁から11頁は補正予算実施計画書、補正予算実施計画明細書を、12頁には令和6年度予定キャッシュ・フロー計算書13頁以降につきましては、給与費明細書及び令和6年度予定貸借対照表を添付していますので、お目通しください。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第31号、令和6年度伊方町下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

## 議案第32号～議案第38号

○議長（菊池隼人） 日程第31「令和7年度伊方町一般会計予算」議案第32号から日程第37「令

和 7 年度伊方町下水道事業会計予算」議案第 38 号までの予算関係 7 議案を、会議規則第 37 条の規定により、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 32 号、令和 7 年度伊方町一般会計予算から、議案第 38 号、令和 7 年度伊方町下水道事業会計予算までの 7 議案の説明を申し上げます。

まず、令和 7 年度伊方町一般会計予算でございます。

予算総額 117 億 348 万 8 千円、前年度対比 14.36%、14 億 6,959 万円の増額となっております。

歳出予算の主な内容といたしまして、保健・医療・福祉の分野においては、帯状疱疹予防接種費用助成事業 596 万円、子育て家庭への経済的支援の拡充 1,370 万円。

社会基盤の分野では、リサイクルセンターストックヤード増設事業 5,238 万 9 千円、一般廃棄物最終処分場整備実施設計業務 8,648 万 2 千円。

防災・減災の分野では、伊方消防署の新築及び三崎分署の移転整備を行うための八幡浜地区施設事務組合負担金 3 億 3,825 万円、せと風の丘パークヘリポート整備事業 2,398 万円。

移住・定住の分野では、三崎アコウ樹前緑地公園遊具設置工事 1,908 万 5 千円、加周集会所新築事業 5,711 万 2 千円。

産業・観光の分野では、地域振興センター空調設備改修工事 5,253 万 6 千円、むかいパーク駐車場整備工事 507 万 1 千円。

教育・スポーツ・文化の分野では、学校教材費保護者負担無償化事業 736 万 5 千円、照明設備の LED 化や空調設備の設置を行うための、小中学校体育館改修事業 3 億 5,064 万 8 千円。

住民協働・行財政の分野では、施設の長寿命化を図るための伊方庁舎改修事業 9,746 万円、ふるさと納税関連経費に 1 億 2,039 万 5 千円。

その他の重要施策事業として、住民記録や戸籍など 20 の業務システムを国が定める標準仕様に移行するための経費 1 億 9,870 万 9 千円、コンビニ収納サービスシステムを構築するための経費 169 万 4 千円を計上しております。

これに対します歳入は、住民税や固定資産税などの町税 33 億 2,284 万 5 千円、地方交付税 21 億 7 千万円、電源立地地域対策交付金などの国庫支出金 13 億 6,800 万 4 千円、核燃料税交付金や緊急時避難円滑化事業補助金などの県支出金 8 億 9,525 万 1 千円、財政調整基金などからの繰入金 23 億 5,110 万 2 千円、合併特例事業や過疎対策事業などに充当する町債 6 億 270 万円を計上しております。

以上、令和 7 年度一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計及び企業会計の各会計についてです。

国民健康保険特別会計の事業勘定 14 億 6,783 万 9 千円、3 診療所の直営診療施設勘定 4 億 6,472 万 1 千円、学校給食特別会計 3,782 万 2 千円、後期高齢者医療保険特別会計 1 億 9,942 万 9 千円、

介護保険特別会計の保険事業勘定 15 億 8,054 万 7 千円、介護サービス事業勘定 2,006 万 4 千円、水道事業会計 6 億 4,982 万 1 千円、下水道事業会計 6 億 1,076 万 8 千円を計上しております。

以上、一般会計、特別会計 4 会計及び企業会計 2 会計を合わせ、全 7 会計、予算総額 167 億 3,449 万 9 千円、前年度対比 8.11%、12 億 5,464 万 8 千円の増額となっております。

なお、詳細について、ご質問等がございましたら、改めて担当課長より説明させますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菊池隼人） お諮りいたします。只今説明のありました、令和 7 年度各会計予算の取り扱いにつきましては、お手元に配付の常任委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託し、委員会条例第 2 条の規定に基づき、会期中において、合同による審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、令和 7 年度伊方町一般会計予算以下、予算関係 7 議案を、総務文教厚生及び産業建設の各常任委員会に付託し、会期中における合同審査とすることに決定しました。

### 散会宣告

○議長（菊池隼人） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会するものであります、今期定例会の会期中日程を念のため、お伝えしておきます。5 日から 6 日は、休会。7 日は、午前 10 時から各常任委員会合同によります、令和 7 年度予算の審議を行います。11 日は午前 10 時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

（閉会時間 14 時 50 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員